

# 対照言語学研究のためのモデル化の試み

## －モダリティの人称制限を例に－

仁科陽江（広島大学）

ynishina@hiroshima-u. ac. jp

### 【要約】

本研究は、対照言語学研究の方法を考える上で、モダリティと人称を例に、理論的な枠組みを提示したものである。具体的には、主にドイツ語の話法の助動詞 *sollen*, *dürfen*, *wollen* と、日本語の助動詞 *べき*、*テモイイ*、*(ヨ)* *ウ* を扱う。モダリティ表現を  $M(p(R))$  と表し、モダリティの源である  $M$  と命題を遂行する  $R$  との関係を図式化し、意志のありかを検証することで、両言語の相違を明らかにし、それにより学習者の誤用を説明し、さらには他言語への応用を示唆するものである。

### 1. はじめに

語学教育における対照言語学は、学習者の母語と学習言語を対照することで、学習者の誤用を負の転移として説明し、指導に生かすところにその意義が認められていた。しかしながら実際にはそのような言語転移が必ずしも明らかであるわけでない。教師や研究者の言語知識のレベルにもよる。学習者の誤用によってその学習者の母語についての知識や理解が深まるということはよくあるが、母語が透けて見えるような直接の母語干渉でない限り、仮説をたてて検証する必要がある。学習言語における特定の学習項目がそれ自体複雑な様相を呈すために、母語に関わらず習得がしにくいだけなのかもしれない。学習者の誤用を通して学習者の母語を体系づけて記述することができれば理想的ではあるが、誤用が母語干渉ばかりに依るのではないのであれば、そのような方法がうまくいかないことは容易に想像できる。結局「学習者が間違えやすい」としてその原因を究明されることがないまま、「間違えやすい項目」という逃げ場に葬り去られてしまうのである。

学習者がその学習過程においてなんらかの誤解をしている、外国語としての日本語の文法記述がカバーしきれない、学習者の母語において対応する表現にずれがある、など、表現文法と言われる日本語文法記述の限界を露呈することもあるであろう。以下のような学習者の発話は筆者が実際に耳にしたものである。日本語としては不自然のそしりを免れないが、何を誤解しているのか一見しただけではわかりにくい。

例 1 (証明書を持参して)「先生がここにサインをするべきです。」

例 2 「先生、今学期の日本語の試験はいつですか。私は試験を受けてもいいですよ。」

また、以下の中国語の例では、「要」の助動詞的意味が異なる。

例 3 你要回家                      「君はうちへ帰らなければならない。」

例 4 我要回家                      「私はうちへ帰りたい」                      (Bisang 1992:118)

Bisang 1992 は、主語によって「要」の意味が変わると記述しているが、そのような違いがどのような

からくりによって生まれるのかについての説明はない。

本論では、モダリティ表現と人称の関係をモデル化することによって、上記のような例も説明することができることを示す。具体的には、ドイツ語の語法の助動詞 *sollen*, *dürfen*, *wollen* と、それに対応する日本語のベキ、テモイイ、(ヨ) ウを扱う。そのようなモデル化が他言語との対照の際にも有用であることを示す。

## 2. 分析のための理論的枠組み

対照言語学的なアプローチにおいて必要なのは、3つめの比較対照基準 *tertium comparationis* と呼ばれるものである。ここでは構文機能を抽象化し、どんな対象言語にも通用するメタ言語で表して、モデル化のための要素とする。以下の例文は、いわゆる義務のモダリティ *deontic modality* を含むものであるが、その義務は誰が、あるいは何が規定するのであろうか。

例5 私たちは罪に加わることなしに罪人の友にならなければなりません。(ルカ7:34)

例6 ……ときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

例7 社会人になったら食費ぐらいうちに入れなきゃだめよ。

例5では、いわば神様、あるいは教会の教義、例6では条例や法律、例7では親、あるいはもっと一般的に社会的通念や慣習とも言えるであろうか。ここでは、そのような道徳的評価の主体をモダリティの源になるものという意味で、M (*modal source, motivator etc.*) と表す。次に、遂行すべき義務の内容を表す命題を p (*proposition*) とし、命題を遂行する人/ものを R (*realizer*) とすると、モダリティ表現を記号化したものは、M(p(R)) のようになり、M の上位構造を表している。*deontic modality* といっても、義務・強制・必要・許可・命令・勧誘など、様々な意味的分類の解釈が可能であるが、本稿ではそれが、M(p(R)) という二重構造における M と R の間の意志のありかによる違いであるとする。その際に M と R の関係を検証し、図式化することで、言語間の相違を明らかにしようとするものである。

## 3. ドイツ語におけるモダリティ表現

### 3. 1. *sollen* (義務)

ドイツ語では語法の助動詞 *modal verb* がモダリティ構文をつくる。*sollen* は「なければならない」「べきだ」という義務のモダリティを表す<sup>1</sup>。

例8 Ich                    *soll*        das Buch            lesen.  
      [1・単・主]        [義務]    [定] 本            読む

「私はその本を読まなければならない/読むべきだ/読めと言われている。」

この例文では「その本を読む」という命題を遂行する動作主 R は「私」であり、M は具体的に言語化されていないが、*sollen* という助動詞によって、R がだれかに指示もしくは推奨されたことがわかる。人に限らず、書評のようなものかもしれない。すなわち、この構文では R に対する義務のモダリティ

<sup>1</sup> 義務を表す語法の助動詞として *müssen* も存在するが、多義性が高くあいまいな解釈も可能なので、ここでは意志のありかが比較的明確な *sollen* を扱う。

の源となる M は明らかに存在し、M が命題を遂行する R と異なる場合 (M≠R) においてのみ文法的に可能である。これを表 1 では緑の部分で表している。3 人称の交わる場所は両者が同一でないことが前提である。M が 1 人称で R が 2 人称の交わる場所は、命令文の変種とも解釈できる。

表 1 ドイツ語モダリティ表現 sollen における M と R の文法的に可能な関係

M ≠ R	M		
R	1 人称	2 人称	3 人称
1 人称			
2 人称			
3 人称			(M≠R)

### 3. 2. dürfen (許可)

次の例はドイツの新聞の読者の投稿記事で、妻と一緒にいやいやながらパーティーに行くことがよくある夫が、早く帰りたいがいつごろ座を離れていいものか、相談しているものである。

例 9 Wann **darf** ich nach Hause gehen?  
 いつ [許可] 私 [方向格] うち 行く  
 「いつ帰宅してもいいか？」 (2009 年 10 月 11 日付『Tagesspiegel』)

M(p(R)) のスキーマでは、「帰宅する」という命題を遂行する R は話者であり、それを支配する M はその命題を許可するもの、パーティーのホストや妻も考えられるが、新聞で相談する場合は社会的通念としてもよい。いずれにせよ、R である 1 人称以外、すなわち M ≠ R の場合に成り立つ構文である。

表 2 ドイツ語モダリティ表現 dürfen における M と R の文法的に可能な関係

M ≠ R	M		
R	1 人称	2 人称	3 人称
1 人称			
2 人称			
3 人称			(M≠R)

ではここで、表 1 と表 2 の違いはどこにあるかといえば、意志のありかである。その意味で、sollen と dürfen は相補分布の関係にある。以下に二つの例を並べ、F1 と F2 で図式化する。

例 10 Ich **soll** nach Hause gehen.  
 私 [義務] [方向格] うち 行く  
 「(誰かに帰れと言われて) 私は帰らなければならない」  
 F1 M(p(R)): M (\*私/あなた/だれか) が要求する (p (R が) うちへ帰る). M≠R (M wants p)

例 11 Ich **darf** nach Hause gehen.

私 [許可] [方向格] うち 行く

「(自分が帰りたくて誰かに許可されて) 私は帰ってもよい」

F2 M(p(R)): M (\*私/あなた/だれか) が許可する (p (R が) うちへ帰る). M≠R (R wants p)

### 3. 3. wollen (意志)

次に話法の助動詞 wollen で意志をあらわす構文を図式化する。

例 12 Ich **will** nach Hause gehen.

私 [意志] [方向格] うち 行く

「うちへ帰りたい/帰ろう/帰る。」

F3 M(p(R)): M (私/\*あなた/\*だれか) が意図する (p (R が) うちへ帰る). M=R (M/R wants p)

ドイツ語モダリティ表現 wollen における M と R の文法的に可能な関係は、表 3 のようになり、sollen と dürfen の場合と反転する。M と R の関係は、M=R、すなわち M が命題を遂行する R と同一の場合においてのみ可能である。

表 3 ドイツ語モダリティ表現 wollen における M と R の文法的に可能な関係

M = R	M		
R	1 人称	2 人称	3 人称
1 人称			
2 人称			
3 人称			(M=R)

以上、まとめると、M(p(R))における意志のありかは表 4 のように整理される。

表 4: M(p(R))における意志のありか

モダリティ表現	M	R	M と R の関係(意志のありか)
sollen	+	-	M≠R (M)
dürfen	-	+	M≠R (R)
wollen	+	+	M=R (M/R)

## 4. 日本語におけるモダリティ表現

前章でみたドイツ語と対照するために、日本語のモダリティ表現のうち、ベキ(義務)、テモイイ(許可)、ヨウ(意志)を以下に扱う。

### 4. 1. ベキ(義務)

義務のモダリティ表現にはナケレバナラナイ等もあるが、日本語固有の助動詞ベキは、比較的義務の度合いが低く、主観的で、助言や勧告などに適しているという意味で、ドイツ語の sollen に近い。

接続法の sollten では、助言・勧告のニュアンスが一層強い (Helbig & Buscha 1972)。

例 13 が非文とされるのは、ベキという主観的な勧告の源になる M が話者 EGO であり、例 13 は M=R になってしまうが、義務のモダリティでは M が命題を遂行する R と異なる場合においてのみ可能であるからである (F4)。

例 13 \*私は明日 5 時に起きるべきだ。 (森山 1997)

F4 M(p(R)): M (私) が要求する (p (R が) 明日 5 時に起きること). M ≠ R (M wants p)

しかしながら、話者 M が R である場合 (M=R) でも、次の例文は許容される。それはなぜか。

例 14 私は昨日 5 時に起きるべきだった。

例 15 私は毎朝もっと早く起きるべきだ。

ベキが過去形で用いられると、「あの頃はそうすべきだった。」というように過去の事象を叙述することもできるが、多くの場合、例 14 のように反実仮定の解釈が自然である。Reichenbach 1947 の用語で説明するならば、純粋に過去のできごとを出来事時 event time の M1(p(R1))、その後の発話時 speaking time は M2(p(R2)) とでも表せるが、反実仮定の場合、発話時の視点で過去の参照時 reference time に遂行された命題を評価するので、M2(p(R1)) のようなずれが生じる。参照時の昨日 5 時(t1)に、その時の R1(t1)は (発話時 t2 の視点では起きるべきだったのに) 起きなかった。義務のモダリティの源となるべき M が発話時 (t2) には M2 として、参照時 t1 における出来事を否定しており、命題を遂行しなかった R1(t1) と同一視していないのである。それで M2≠R1 の関係となり、日本語モダリティ表現ベキにおける M と R の文法的に可能な関係 M≠R が成り立つわけである。ゆえに、例 14 は許容される。

例 15 においても、たとえ同じ話者であろうとも、比較をあらわす「もっと」が話者 M のスタンスと話者 R の行動の違いを表している。毎朝早く起きるべきだと考える M と毎朝早く起きない R の間に M≠R の関係が成り立っているので、文法的に可能である (表 5)。

表 5 日本語モダリティ表現ベキにおける M と R の文法的に可能な関係

M ≠ R (M=EGO)	M		
R	1 人称	2 人称	3 人称
1 人称	(M2≠R1)		
2 人称			
3 人称			

#### 4. 2 テモイイ (許可)

すでに例 11 で日独の対応をみたように、許可の構文としては、日本語を表す表 6 は基本的にドイツ語の表 2 と同じ構図になる。が、テモイイには次のような用法もある。

例 16 男は言った。「もう会えなくなるね。」女は答えた。「私、来てもいいよ。」

(毎日新聞 2011 年 12 月 1 日付)

これは許可ではなく、提供・提案の機能をもつ。提供する際の M(p(R))における M は、命題を遂行する話者自身であるので、表 6 では 1 人称が交わる場所であり、M=R の場合である。許可を表すテモイイにおける M と R の文法的な関係は、sollen と同様、M が命題を遂行する R と異なる場合 (M≠R) においてのみ可能であるが、同一の場合 (M=R) に可能な時は意味が変わることになる。例 2 の日本語の不自然さはここに起因していたといえる。

表 6 日本語モダリティ表現テモイイにおける M と R の文法的に可能な関係

M ≠ R	M		
R	1 人称	2 人称	3 人称
1 人称	(M=R)		
2 人称			
3 人称			(M≠R)

#### 4. 3 (ヨ) ウ (意志)

意志をあらわす助動詞 (ヨ) ウは、1 人称でのみ可能である。例 12 はドイツ語の例が 1 人称を主語とする例なので、日本語にすることができた。表 3 に示すように、ドイツ語の場合は M=R である限りどの人称でも意志の構文が文法的に可能であるが、日本語には別の人称制限がある。

助動詞 (ヨ) ウは、1 人称単数であれば、意志・意図・願望 *Voluntative* を表し、1 人称複数であれば、1 人称に聞き手である 2 人称の加わった包括的複数の場合、意志を共有することを促すという意味で、勧誘 *Hortative* をあらわす。いずれにせよ M=R であることが必要である。

表 7 日本語モダリティ表現 (ヨ) ウにおける M と R の文法的に可能な関係

M = R	M		
R	1 人称	2 人称	3 人称
1 人称			
2 人称			
3 人称			

2 人称と 3 人称は、標準日本語では意志の意味で独立した用法は無い。ただし、歴史的な理由から、方言では 2 人称と 3 人称に使用されるが、その場合は、意志でなく、推測の意味になり、*deontic modality* の範囲ではない。M について、意志のありかをもって説明することができない。

その際、示唆に富むのは、それぞれの R に対してどの人称が M であり得るかという観点から、ドイツ語と日本語を並べてみると、表 8 のように、鏡像のような左右対称の様相を示す。\*のついた人称は、文法的に不可能な場合である。例 10 のドイツ語の 2 人称を主語 (R) にした文では、2 人称が M ではありえないので\*2 となる。1 人称に括弧がついてその外に\*があるのは、M が 1 人称の場合、本来命令文が用いられるので、繰り返しや強調など、二次的にのみこの構文が可能であるという意味である。対応する日本語の、1 人称につく\*が括弧でくくられているのは、2 人称を含む 1 人称複数包括形の場合に、1 人称が必ず M であるため\*をつけることができないという意味である。

このように、M(p(R))という構造モデルのMの制限によって、モダリティの性質を比較し、その対称性を視覚化し、説明することが可能となることがわかる。

表8 日独モダリティの鏡像

M(p(R))において	ドイツ語における人称制限 (M)	日本語における人称制限 (M)
Rが1人称の場合	Ich soll nach Hause gehen (M=*1, 2, 3)	帰ろう (M=1, *2, *3)
Rが2人称(を含む)場合	Du sollst nach Hause gehen (M=*(1), *2, 3)	帰ろう (M=(*)1, 2, *3)
Rが3人称の場合	Er soll nach Hause gehen (M=1, 2, 3 (3人称はM≠Rのみ))	帰ろう (M=*1, *2, *3 (意志なし))

### 5. モデル化によって説明できること

ここで、はじめの不自然な日本語の例に戻って、そのMとRの関係を検証する。例1では、発話した学生はおそらく事務の人か誰かに、先生のサインが必要であることを聞いてきたのだろう。「先生がここにサインをする」という命題のRは「先生」であり、Mの所在はというと、事務上の規定、あるいはそれを要求する事務のスタッフといったところである。ドイツ語で sollen を用いて表現するのは (Der Dozent soll hier unterschreiben)、表1におけるRが3人称、Mが3人称の交わるところで、M≠Rである限り何ら問題はない。一方、表5のそれに相当するところでは、文法的に不可能な領域である。これを表9と表10のそれぞれ該当するところにxで示す。

表9 „Der Dozent soll hier unterschreiben”

M ≠ R	M		
R	1人称	2人称	3人称
1人称			
2人称			
3人称			(M≠R) x

表10 「先生がここにサインをするべきです」

M≠R(M=EGO)	M		
R	1人称	2人称	3人称
1人称	(M2≠R1)		
2人称			
3人称			x

次に、中国語の例3と例4に戻って、そのMとRの関係を検証する。日本語やドイツ語のようなそれぞれのモダリティを表すマーカーを持たず、一見すると異なる原理が作用しているようではあるが、中国語における「要」の意味は、やはりM(p(R))におけるMとRとの関係によってきまり、意志のありかに関係がある。すなわち、意志のモダリティがM=R、義務のモダリティがM≠Rであることになんら矛盾はなく、中国語でも同じ原理で区別されているとみてよい。「要」が義務のモダリティを表すしくみは、Rが他者(M)の意志によって、命題を遂行する義務をもつことになるからである(F6)。それに対して、Mの意思がそのままRの意志として遂行されるのがF5である。

例17 我要回家

F5 M(p(R)) (M = R) M wants p (p:私(R)がうちへ帰ること)

ドイツ語： Ich **will** nach Hause gehen.  
 日本語： (私は) うちへ帰りたい/帰ろう

例 18 你要回家  
 F6 M(p(R)) (M≠R) M wants p (p:あなた(R)がうちへ帰ること)  
 ドイツ語： Du **sollst** nach Hause gehen.  
 日本語： (あなたは) うちへ帰らなければならない/帰るべきだ

M(p(R))という、Mが上位構造を持つこのモデルが、中国語においてはそのまま言語化されているといってもよい。Mが「要」によって支配する命題があり、その意味はMとRの関係、つまりM=Rかそうでないかによってきまる。そして、Mが話者であるというところに、日本語と共通する点が見出され、ドイツ語のいわば intrinsic な座標の組み合わせが俯瞰できるのに対して、日本語や中国語は話者を中心とした deictic な構造が支配していると考えられる。表5から表7までのすべて1人称の関わるところに、何らかのマークが入るのは偶然ではない。

このことは、(ヨ)ウの意味が人称によって異なるということとも関連する。以下に示すように、日本語とほぼ同じ事情が韓国語にも見られる。助動詞 -keyss は1人称とともに意志を表し、それ以外では推測を表す。韓国語においても、表8のような比較対照方法を応用することができよう。

例 19 나는 집에 가겠다  
 na-nun cip-ey ka-keyss-ta  
 KOR 1-TOP home-LOC go-INCERT-DECL  
 ‘I intend to go home.’

例 20 Swuni는 집에 가겠다  
 Swuni-nun cip-ey ka-keyss-ta  
 KOR Swuni-TOP home-LOC go-INCERT-DECL  
 ‘I think that Swuni goes home.’ (Koo & Lehmann 2010: 83)

## 6. おわりに

モダリティ表現の日独対照を例に、第三の比較対象 tertium comparationis として、モデル化・図式化を試みた。それによって、それぞれの似て非なる部分を明らかにし、応用の可能性を示した。

ドイツ人学習者は外国語習得において文法説明を重視し、理詰めで考える傾向があるといわれるが、intrinsic に整然と色分けがなされている表の姿にも、ドイツ語の類型的な性質をみてとることができ。優秀な学習者ほど、外国語学習においても体系化の内的欲求が高く、学習した文法事項の応用に積極的である。が、ここでみたように、人称によってはそのまま学習事項を流用できないという経験も学習過程では重要なことである。教師の側でも、学習者の誤用や母語干渉について、母語からそのまま日本語に直訳していることにより誤用が生まれるという単純な構図ばかりでなく、それぞれの言語における体系的・機能的異なりがずれを生み、パラダイムとして応用できることとできないことがあるのを理解し、指導していくことが必要である。

ここでは 1 人称における日本語の制限に着目し、対照言語学の方法として小さな理論的枠組みを簡潔に示した。それを教材やシラバスにどのように反映していくかというのは、実践に向けての今後の課題である。

## 参考文献

- 森山卓郎 (1997) 「日本語における事態選択形式—「義務」「必要」「許可」などのムード形式の意味構造—」『国語学』 188, 12-25.
- Bisang, W. (1992) *Das Verb im Chinesischen, Hmong, Vietnamesischen, Thai und Khmer: Vergleichende Grammatik im Rahmen der Verbserialisierung, der Grammatikalisierung und der Attraktorpositionen*. Tübingen: Narr.
- Helbig, G., & Buscha, J. (1972) *Deutsche Grammatik. Ein Handbuch für den Ausländerunterricht*. Leipzig : Enzyklopädie.
- Koo, M.-C., & Lehmann, C. (2010) Modality in the Korean Suffix *-kess*. *Language Research* 46: 83-102.
- Lehmann, C. (2008) Speech-Act Participants in Modality. Ms. International Conference on Discourse and Grammar. Universitet Gent. 23.-25.05.
- Lyons, J. (1977) *Semantics*. vol. 2. Cambridge: University Press.
- Narrog, H. (2005) Modality, Mood and Change of Modal Meanings: A New Perspective. *Cognitive linguistics* 16: 677-731.
- Nishina, Y. (2012) „Ich muss arbeiten - Wer sagt das?“ ‚Unpersönliche‘ Konstruktionen zum Ausdruck deontischer und volitionaler Modalität. Kontrastive Studien zum Deutschen und Japanischen. In A. Redder, & A. Ogawa, & S. Kameyama (eds.), *Unpersönliche Konstruktionen - funktionale Diskussion und deutsch-japanischer Vergleich*. München: Iudicium. 165-184.
- Reichenbach, H. (1947) *Elements of Symbolic Logic*. New York: Macmillan & Co.
- 毎日新聞 2011 年 12 月 1 日 <<http://news-music-student.livedoor.biz/.../1411416.ht...>> (2011 年 12 月 1 日)